

「社会的共同業務」と国家（上）

——国家の階級性と公共性の理解の前進のために

上野 俊樹

はじめに

- 一 島津氏の「社会的共同業務論」の概要
- 二 『反デューリング論』の「共同体の共同利益を担う職務」
 - 1 「共同体の共同利益を担う職務」
 - 2 東洋的専制政治と奴隸制・農奴制のもとでの「共同体の共同利益を担う職務」
 - 3 国家権力の端緒と国家の成立のモメント
- 三 エンゲルスの「社会的共同業務」
 - 1 『反デューリング論』の規定
 - 2 『家族、私有財産および国家の起源』の規定
- 四 『反デューリング論』の国家論は「国家二重機能論」か
 - 1 「共同体の共同利益を担う職務」の社会にたいする自立化がただちに国家の成立であるという見解
 - 2 『反デューリング論』の奴隸抑圧の国家と「社会的共同業務」（未完）

はじめに

国家独占資本主義といわれる複雑で多様な現代資本主義経済を分析するためには、あるいは一直線に前進しているところかむしろその後退面の方がより多く表面化しているようにみえる「苦悩する」社会主義を分析するためにも、あるいはまた、資本主義から社会主義への過渡期の政策を考えるためにも、国家それ自体の解明や国家と経済の相互作用の分析は何にもまして今日の大切な研究課題となっている。もちろんこの課題は多くの側面からなる諸研究の総合によって果されねばならないものであることはいうまでもない。しかし、こういう研究を進めるうえで最も基本的なカテゴリーである「国家の階級性と公共性」ということについてマルクス主義の立場に立つ人々の間でも意見の一致をみていないというのが研究の現状である。

現代国家が公共的機能を果しているかどうか、果しているとすればどう形態で果しているかという問題は、その一側面においては国家がいわゆる「社会的共同業務」——この通説的解釈は誤りであるが——をおこなっているのかどうか、おこなっているとすればどういう形でおこなっているのかという形態で論争されてきた。そして、この問題はまたマルクスのいわゆる「経済学批判体系プラン」における「国家の形態でのブルジョア社会の総括」とは一体どういう内容をもっているのかという形態で論争されてきた。

しかし、こうした論争の一つの特徴は、一方で国家の公共性を認める論者は、国家が「社会的共同業務」を階級的に果すから、国家はその公共的機能を階級的に遂行し、ブルジョア社会を経済的に総括するのであるといい、他方では国家の公共性を否定する論者は、国家や官僚機構が資本の営利活動を援助するものとして、「社会的共

「同業務」を絶えず解体するのであるから、この意味では国家は公共性をもたないと主張することにある。ところがどちらの側においても、「社会的共同業務」とは一体何かということについても、国家の公共性という場合に、公共性とは一体どういうことなのかということについても、明確な説明を与えていないし、また理論的に依拠しているはずのマルクスやエンゲルスのこの点についての見解の検討も十分なされていない。「社会的共同業務」といえば、「社会の共同利益を反映する共同事務」あるいは「共同体の共同業務」というようないわば同語反覆的な規定しか与えられていないのである。国家の公共性をいう場合にも、国家が「社会的共同業務」を遂行することが国家の公共性であるというように単純な規定しか与えられていない。

しかし、こういう把握では現代国家の本質を説明することは非常に困難であると思われる。以上のような研究の現状をふまえて、本稿の(上)はマルクスやエンゲルスの「社会的共同業務」についての考えがどのようなものであったかを説明することにあてる。この作業をしたのちに、現代国家の階級性と公共性の法則的把握への接近をめざして諸論者の見解の批判的分析をおこなうつもりである。

宮本憲一氏は「社会的共同業務」とは何であり、それが「国家によるブルジョア社会の総括」とどう関連するのか、また「社会的共同業務」が国家の階級的機能および公共的機能とどう関っているのかということを考えることの大切さについて、次のように指摘されている。

「私もたえず国家によるブルジョア社会の総括とは何かということを考えてきたのであります。私自身の見解は『現代財政学体系』(有斐閣)の『現代経費論』という論文のなかで、ブルジョア社会の総括の内容について述べているので、ここでも繰り返すつもりはありませんが、現代ではそのブルジョア社会の総括というばあいには、次のような点が問題になっています。それは簡単に言ってしまうと階級的な抑圧装置としての国家の機能と、共同社会的条件、あるいは共同事務の受託者と

しての国家の機能というものをどのように統一的に考えるのかということではないかと思ひます。そしてこの二つの機能を、単にブルジョア社会における総括の問題として捉えるのではなく、もうすこし広げて、階級社会を貫き、さらに過渡期における社会主義の段階まで貫く、国家の本質規定としてどのように捉えるのかというのがいま重要な課題になっているのだと思ひます。」（『現代資本主義と国家』、経済理論学会年報第十七集、四五ページ。）

本稿ではこの宮本氏の指摘を私なりに深めて考えたいと思ふ。

なお、文中の引用については、『マルクス・エンゲルス全集』は『全集』と略記する。『資本論』は大月書店普及版から引用する。引用文の訳文は適宜変更している。引用文の冒頭に〔1〕、〔2〕などをつけてあるのは、参照のための便宜として私がつけたものである。

一 島津氏の社会的共同業務論の概要

国家の階級性と公共性という問題を考える場合には、国家独占資本主義について多数の業績を發表し、この問題についても多くの発言をされてきた池上惇氏の見解を避けておろすことはできないであろう。

池上惇氏は、「ブルジョア社会を経済的に総括するものは『無政府性』であって、資本家階級は、この社会の基本原理Ⅱ私的所有と商品生産——からして、ブルジョア社会を『経済的に』総括することは絶対にできないのである」（『ブルジョア社会の国家形態への総括』とはなにか、『経済論叢』第九七卷四号、三四ページ）といわれ、ブルジョア社会における「階級的な利害の対立は、当然の結果として……共同の利益を解体せしめる」（『国家独占資本主義論争』四六ページ）といわれる。つまり、池上氏においては、ブルジョア国家においては社会の共同利益を

担う共同業務は資本と資本の利益を代表する官僚機構、国家機構によって解体されていくのが支配的傾向であり、この傾向からみれば国家は公共的機能をもたないと主張されるのである（この要約は簡単すぎて、池上氏の主張を正確に伝えないかもしれない。池上氏の主張の検討はのちにおこなうので、その際に再びとりあげたい。）

こうした池上氏の考えに反対されるのが、島津秀典氏である。どういう論拠でもって島津氏は池上氏に反対されるのか、その反対の意見はどういう意味をもつのか、このことを明らかにすることは、「国家の階級性と公共性」の問題を考えるうえで重要な意義をもっていると私には思われる。そこで、島津氏の「社会的共同業務」と国家についての見解を手がかりとしてこの問題の解明に入りたいと思う。

島津氏の「社会的共同業務」についての考え方は、「経済学批判体系における国家範疇」に関して氏が論じた以下の五つの論文のなかに示されている。

①『資本論』と『国家』——『資本論』から『国家』への上昇と関連して——（『大阪市大論集第六号、一九六七年六月』——島津第一論文と略す。

②「経済学の対象としての国家——『国家の形態でのブルジョア社会の総括』についての分析のための方法的一試論——」（『経済学雑誌』第五七巻第四号、一九六七年十月）——島津第二論文と略す。

③「マルクス主義経済学と国家の理論——ブルジョア社会の「総括」を中心に——」（『国家と財政の理論』、一九七三年十一月）。ただし、この論文はそのあとがきによれば、小谷義次氏との共同執筆論文であるが、その素稿は島津氏執筆となつている。島津第三論文と略す。

④「国家論の課題と経済学の方法——『社会的共同業務』・『資本論』・『国家の形態でのブルジョア社会の

総括』（『現代と思想』第三四号、一九七八年十二月）——島津第四論文と略す。

⑤ 『資本論』体系と国家範疇——『国家の形態でのブルジョア社会の総括』分析のための方法的「考察」——（『現代資本主義と国家』、経済理論学会年報第一七集）——島津第五論文と略す。

これらの論文のなかで島津氏が論じていることは、「社会的共同業務」を理論的媒介として「国家の形態でのブルジョア社会の『統治』および『総括』をどう理解するかという」問題である。

氏の理論の特徴は、どの社会形態にもかかわりなく存在する経済的形態規定でない、超歴史的な実体規定としての「社会的共同業務」と、「国家による資本主義社会の統治」（以下「統治」と略す）あるいは「国家による資本主義社会の総括」（以下「総括」と略す）とを分析的に区別され、「統治」・「総括」はどの社会形態にもかかわりなく存在する「社会的共同業務」が資本主義的形態規定をうけた具体的なものであるという点にあるからである。

氏がマルクスや故見田石介氏から学ばれた分析的な方法がここに適用されているのであり、宇野弘藏氏の理論を支持する人々による「経済学体系における国家範疇」解釈の方法的誤りを氏が批判される方法的見地も、この分析的方法である。問題を考察するさいに分析的方法をもって、氏は「社会的共同業務」とその資本主義的形態を区別されたのであるが、まず問題を分析的にとりあつかうという氏の方法には私は全く賛成であり、大切なことである。私も本稿でこの方法にしたがっている。

それでは、分析的方法にしたがって、思惟のうえに分離、固定した「社会的共同業務」について、氏はどのように考えておられるのであろうか。氏は社会的共同業務を次のようにとらえ、四つのものに大別されている。

〔1〕「第一、社会的秩序の維持と安定化のための直接的諸条件の掌握。

『防衛、行政、司法、治安』など。

第二、社会的生産のための一般的諸条件の整備。個別的單位が社会的過程として共同で利用し、機能させる生産諸条件の建造と運営。公共土木事業など。

第三、労働力の再生産のための一般的諸条件の整備。労働力の濫費防止によるその一定の資質の維持。教育、福祉、医療など。

第四、通貨⇨信用制度の確立。商品と貨幣の流通のための一般的諸条件の統一的管理。これは商品生産と貨幣流通とが一定の範囲内で支配的なもとの『業務』である。』（島津第四論文、八五ページ。島津第五論文、一二三ページ。第五論文、一二二ページの図表参照。）

そして四つに大別されるこうした「社会的共同業務」のそれぞれが、資本主義社会では、資本主義社会「統治」ならびに「総括」という形態で執行されて、次の四つの形態をとる、と氏はいう。

〔2〕「第一、国家による資本主義社会『統治』とその経済的基礎。資本主義国家は物的強制機構をもちいて労働者階級を抑圧することによって資本家階級の共通利害を實現し、かつ資本主義社会全体を政治的に支配する。』（資本主義所有⇨搾取関係）の再生産⇨拡大再生産をつうじて形成される階級的支配⇨従属関係の全社会的規模での編成」。官僚（制度）、常備軍、警察、裁判所などにおける『不生産的』諸階級、租税、国债、公信用など。

第二、資本の社会的生産のための一般的諸条件の整備。個別資本にとっては営利活動の対象とはなりえないが、それを利用しなければ資本の生産と再生産とが混乱なく遂行されえないような生産諸条件は国家がその建設と管理を引き受けざるえない。公共事業、国家資本、いわゆる社会資本など。

第三、賃労働者の労働力再生産のための社会的諸条件の整備。国家は資本による労働力の無制限な消費を抑制し、その正常なる再生産と保全の条件をととのえることをつうじて労働力の質的水準を維持・向上させることを余儀なくされる。国民教育、社会保障など。

第四、通貨Ⅱ信用のための国家的諸制度、資本のための貨幣流通、信用制度の整備は国家的諸機関による通貨の独占的発行。公的信用の管理にまでおよぶ。中央銀行など。」(鳥津第四論文、八五―八六ページ)。

この引用文にもあらわれる「統治」と「総括」を氏は次のように区別されている。すなわち、「社会的共同業務」の第一のものである「社会的秩序の維持と安定化のための直接的諸条件の掌握」が「統治」ということである。しかし、「統治」のための経済的基礎である「租税・国債・公信用」などは「統治」の直接的な研究対象にふくまれません、「総括」での諸範疇となる」(鳥津第五論文、一二九ページ)のである。したがって、資本主義国家の総括の対象となる「社会的共同業務」は、第一の「社会的秩序の維持と安定化のための直接的諸条件」の経済的基礎となるもの、および、第二、第三、第四の「社会的共同業務」である。つまり、氏は、「統治」と「総括」を区別されるのであるから、この点からみれば「社会的共同業務」を国家の基礎、すなわち、上部構造の基礎になるものと、土台の基礎になるものに区別されているわけである。

「社会的共同業務」は第一次的に四つに区別され、その次に第二次的に二つに区別されている。そして、

[3] 『統治』や『総括』としてのこの『業務』が首尾よく果されるかぎりにおいて特殊・歴史的な社会としての資本主義社会における『統治』と『総括』とが維持・存続される」(鳥津第五論文、一二五ページ)

と氏はいわれ、この文章にエンゲルスの次の文章を注としてつけられている。

[4] 「ここで肝心なことは、どこでも政治的支配の基礎には社会的な職務活動があったこと(der politischen Herrschaft überall eine gesellschaftliche Amtstätigkeit zugrund liegt)。また政治的支配は、それが自己のこういう社会的な職務活動を果した場合にだけ長くつづいたと、いうことを、確認することだけである。」(『全集』第二十卷、一八六ページ)。

鳥津氏がこの注をつけられたのは、次の理由からである。

〔5〕 『『統治』や『総括』の基礎にはそれが資本主義的形態をまといながら、『社会的共同業務』とその執行者がかならず存在し、機能していなければならない。』（島津第五論文、一二五ページ。）

このようにのべられていることから明らかなように、氏の「統治」や「総括」の基礎としての「社会的共同業務」がエンゲルスのいう政治的支配の基礎としての「社会的職務活動」と同義であると解釈されているのである。

また氏は経済理論学会第二七回大会の分科会で発表されたのである（この発表を活字化されたものが島津第五論文である）が、この報告に対する和田重司氏に対する解答のなかで次のようにのべられている。

〔6〕 『『社会的共同業務』は資本主義以前だけではなく、資本主義社会においても、いびつでゆがめられた形態であるとはいえ『資本主義国家』によって執行されている。たしかに、最初の階級社会である奴隸制において『社会的共同業務』が『変質』するのである。』（島津第五論文、一二〇ページ。）

このように、氏は「社会的共同業務」を共同社会と諸階級社会を貫ぬいて存在する超階級的な実体規定として把握されているのである。

以上のことから、島津氏の「社会的共同業務」を要約的に示せばこうである。すなわち、四つの内容的区別をもった「社会的共同業務」は無階級社会をも階級社会をも貫ぬく超歴史的な実体規定であり、政治的支配の基礎である「社会的職務活動」である。そして、四つに区別される「社会的共同業務」は第二次の区分としては、上部構造の基礎になるものと土台の基礎になるものと二つに区分される、というものである。

島津氏は要約的に示せばこういう内容をもった「社会的共同業務」をエンゲルスやマルクスにもとづく研究の

結果としてのべられている。しかし、以上の簡単な鳥津説の要約からうかがえるように、「社会的共同業務」というカテゴリーそれ自体が一体どんな内容をもったカテゴリーであるかということについては通説的な「社会の一般的な共同利益を担う共同業務」という解釈が前提されているだけで、それについて展開を試みておられず、わずかに引用文〔4〕が注として鳥津第五論文にそえられているにすぎない。この注からみれば、氏は「社会的共同業務」をエンゲルスの「社会的職務」と同義のものとして理解されているのであるが、しかしこのエンゲルスのカテゴリーがどういう内容をもっているかということについての検討はない。氏は「社会的共同業務」を第一次的には四つに区別され、第二次的には二つに区別されているのであるが、「社会的共同業務」それ自体についての説明がないために、氏の所説は一定の積極的な内容をもちながらも、氏の説明の仕方は実際上は、以下のようなものである。たとえば、幾種類かの動物がある基準によって動物の四つの形態に分類し、さらに二次的にそれらを別の基準によって二つの形態に区別するというものであり、肝心の動物とは一体何かということがこういう説明ではすこしもわからないのであるが、氏の「社会的共同業務」の説明のしかたはこれと同じであり、これでは「社会的共同業務」が一体何かということとは全くわからないのである。

したがって、まず明らかにすべきことは「社会的共同業務」それ自体の内容である。マルクスは『資本論』等において実体規定に属するカテゴリーを詳しく展開している。「労働過程」、「協業」、「分業」、「機械」等々がそうである。鳥津説は実体規定の内容についての説明がほとんどないという点で大きな弱点をもつといえる。従来この種の議論のなかで方法的に最もすぐれたものである鳥津説をさらに発展させるためには、まずこの弱点が克服されなければならないと私は思う。だから、「社会的共同業務」の内容規定が与えられなければならない

が、そのために、まずマルクス、エンゲルスの見解を調べてみることにする。そしてこの検討を通して、このカテゴリの内容を明らかにする。そのうちに、氏が前提として理解しておられる「社会的共同業務」についての考えが正しいかどうか、それがマルクス、エンゲルスの見解と一致しているかどうかについて説明する。そこで、島津説の検討は一時、保留して次章以下でマルクス、エンゲルスの見解を調べてみることにする。

二 『反デューリング論』の「共同体の共同利益を担う職務」

1 「共同体の共同利益を担う職務」

エンゲルスの「社会的共同業務」についての見解は、もっぱら『反デューリング論』や『家族、私有財産および国家の起源』（以下『起源』と略す）において展開されている。これらの著作のなかでのべられている「社会的共同業務」について調べていくと、まず注目すべきことは、エンゲルスがこの「社会的共同業務」とならんで一見すればこれと非常に類似した「社会的職務活動」、「共同体の共同利益を担う職務」というカテゴリを使用していることである。エンゲルスはこの三つのカテゴリを使いわけながら、国家の成立、国家の基礎、国家それ自体について論じているのであるが、まず明らかにされねばならないことは、これらの三つのカテゴリがそれぞれどんな意味をもち、それらはどういう関係にあるかということである。

そこで、まず最初に「共同体の共同利益を担う職務」について検討することにする。

エンゲルスは引用文〔4〕の直前で「共同体の共同利益を担う職務」について次のようにのべている。

「社会的共同業務」と国家（上野）

[7] 「人間はもとは動物界——狭義の——からできてきたものであるから、それが歴史に足を踏み入れるのは、まだなかば動物としてである。それは粗野で、自然の諸力にたいしてはまだ無力で、自分自身の力をまだ知っていない。だから、それは動物と同じようにまずしく、生産性の点で動物と大差はない。生活状態のある平等がおこなわれており、家族の長についてもやはり社会的地位の一種の平等がおこなわれている。——すくなくとも、社会階級は存在していない。この社会階級がないということは、後代の文化諸民族の自然的な農耕共同体にもひきつづき見られることである。こういう共同体のどれにも、はじめから、たとえ全体の監督のもとにせよ、個人々に保護を委託しなければならぬような、ある種の共同の利益がある。紛争の裁決や、個人々の越権行為の抑圧や、水利の管理——とくに暑い諸国において——や、最後に、太古の原始状態にあっては宗教的機能がそれである。このような職務は、どの時代の原生的な共同体にもあるし、たとえばドイツの最古のマルク共同体にも、また今日のインドにもある。いうまでもなく、それらの職務はある種の全権をあたえられており、国家権力の端緒をなしている。」（傍点は筆者——『全集』第二十卷、一八六ページ。）

この文中の最後にのべられている「それらの職務」というのは、要するに傍点をふった部分の「共同体の共同利益を担う職務」ということである。しかし、特殊の経済的社会構成体である原始共同体——これはエンゲルスの『家族、私有財産および国家の起源』では自然的血縁集団である氏族共同体の段階と、その歴史的発展形態である農耕共同体の段階の二段階にわかれている——の共同的利益を維持する職務として、この「共同体の共同利益を担う職務」を把握すれば、これは明らかに原始共同体という経済的形態を担う特殊のカテゴリーであるということになる。

「共同体の共同利益を担う職務」をこのように理解するとすれば、それが原生的な共同体やドイツのマルク共同体の^(注)ように社会が階級分裂していない原始的共同体についていわれている場合にはこういう解釈も妥当であろう。しかし、問題はこういう解釈では、それが長く東洋の専制政治の支配下にあり、イギリスのインド支配と

もに、一九世紀後半には国家的土地所有を経済的基礎としてそのうえに聳え立っていたムガル帝国の約三〇〇年にわたる専制政治が崩壊しつつある「今日のインド」、階級支配のもとにある「今日のインド」にも存在するといわれていることが理解しがたいということである。このことを単純に理解すれば、階級社会の基礎に原始共同体的な「共同体の共同利益を担う職務」があるということになる。さらにこのことを一般化して理解すれば、すべての階級社会の基礎、したがって、資本主義的階級社会の基礎にも「社会の共同利益を担う職務（共同体を社会とおきかえて）」が存在するという解釈が生まれてくる。この一般化した理解の当否についての検討はのちにゆずることにして、ここでは原生的共同体とならべて、「今日のインド」、ムガル帝国が衰退しつつある「今日のインド」にも「共同体の共同利益を担う職務」——このカテゴリーは原始共同体という特殊の経済的形態規定をもったカテゴリーではないのであるが、このことはのちに明らかにされる——が存在するとエンゲルスがのべていることをまず確認しておこう。

（注） マルク共同体は、『反デューリング論』では原始共同体の一類型として理解されているが、『起源』では、この認識は発展して、氏族別に定住する村落共同体としてとらえられており、それ自体原始共同体の特殊形態であるとともに、本源的な所有の一形態としてもとらえられている。

そうすると問題は、どうして国家的土地所有を基礎とする特殊の経済的社会構成体、すなわち一つの階級社会に「共同体の共同業務を担う職務」が存在するのかということである。この解答として、「どの階級社会でも階級支配を維持するためには、公共的業務をおこなわねばならないからである」という見解を示し、エンゲルスの「政治的支配の基礎には社会的職務活動がある」という文章でもってその見解の正当性の証しとするのは、エン

ゲルスの文章の解釈としても全く不当であるし、またなぜ階級支配は公共的業務を果さねばならないのか、このことの理由が説明されなにかぎりにおいては科学的であるとはいえない。

この問題を考えるためには、エンゲルスやマルクスがアジア的な専制政治がどうして公共的機能を担うのかということについてどう考えていたかをまず明らかにしなければならぬ。

2 東洋的専制政治および奴隸制・農奴制における「共同体の共同利益を担う業務」

(1)

「今日のインド」、すなわちムガル帝国が崩壊しつつある一九世紀後半のインドは長く東洋的専制主義の支配下におかれていたが、この東洋的専制主義の経済的基礎は何かということに関わるかぎりにおいて考察する。すなわち、「共同体の共同利益を担う業務」をなぜ東洋的専制政治がおこなうのかということに関わりあうかぎりにおいてのみ考察することにする。

東洋的専制主義の経済的、階級的側面が今日の歴史学の到達点において国家的奴隸制かあるいは国家的農奴制なのか、もっと別種のカテゴリーでとらえねばならないものなのか、またマルクスやエンゲルスがそれについてどう考えていたかということについてはそれ自体大変な研究が必要であり、この本論の課題はそこまで立ちいらなくても事柄を明らかにできると思われるのでこの点についての本格的な研究は拾象して考察を進めることにする。

以上の留保をおいたうえで、すなわち当面の主題に関わりあうかぎりにおいて、『反デューリング論』の時期

までに、エンゲルスおよびマルクスは東洋的専制主義と「共同体の共同利益を担う職務」との関係をどのように把握していたのであろうか。そこでまず、検討すべきことは、東洋的専制主義の経済的条件が何であるかということである。マルクスはこれについて『経済学批判要綱』（以下『要綱』と略記する）のなかの「資本主義的生産様式に先行する諸形態」（以下「諸形態」と略記する）において次のようにいう。

[8] 「東洋的専制主義と、この専制主義の場合に法制上存在するようにみえる無所有とのただなかでは、実際にはこの種族所有、または共同体所有が基礎として存在しているのであって、この所有は多くの場合、小さな共同体内部の工業と農業との結合によってつくりだされ、こうしてこの小さな共同体はまったく自給自足的なものとなり、また再生産と剰余生産のいっさいの諸条件をそれ自身のなかにもっている。その剰余労働の一部分は、結局は人格として存在する上位の共同社会のものとなり、またこの剰余労働は貢納等のかたちでおこなわれることもあれば、またなかば現実の専制君主、なかば觀念上の種族本体である神という統一への讃仰のためにする共同労働のかたちでもおこなわれる。」（『要綱』、大月書店、第三分冊、四〇九ページ）

このように、東洋的専制主義はその下位に共同体的基本関係をもっているのである。すなわち、共同体成員は自らの共同体と共同体に対して非自立的な自分たちを、労働によって再生産するのであるが、彼らの労働と労働の對象的条件である大地とは自然的な統一において存在し、彼らは自分たちを実現する客觀的条件に対して所有者として関係する。ここで私がいう「所有者」の「所有」という意味は次の第一規定での所有である。マルクスは「諸形態」のなかで、所有について二重の規定を与えている。

第一、「所有とは本源的には——したがって、そのアジア的・スラブ的・古代的・ゲルマン的形態では——労働する（生産する）主体（ないしは自己を再生産する主体）が、自分のものとしての彼の生産と再生産に対して関係

することである。」(同前、四三〇ページ)。

「所有とは本源的には、自分に属するものとしての、自分のものとしての、人間固有の定在とともに前提されたものとしての自然生的生産諸条件にたいして人間が関係すること以外の何ものをも意味しない。」(同前、四二五ページ)。

この所有の規定は、中村哲氏のいわれるように(『奴隷制・農奴制の理論』第一章)、労働者(具体的な形態においては、奴隷、農奴、賃労働者等々である)と生産手段とがどういう関係にあるか、すなわち結合しているのか分離しているのかをみたものであり、経済的形態をもった具体的カテゴリーとしての所有(次の第二の規定)の抽象的側面としての規定である。

第二、「大多数のアジア的基本形態のばあいのように、総括的統一体は、これらすべての小さな共同体のうえに立ち、上位の所有者、あるいは唯一の所有者として現れる……」(同前、四〇九ページ)。

この場合の所有者の「所有」というカテゴリーは、経済的形態規定をもった所有のことであり、資本制的所有とか、農奴制的所有等々のように、生産手段の所有関係についていわれており、かつ生活手段の分配関係において共同かあるいは階級かという経済的形態規定を含んだカテゴリーとして用いられている。マルクスの所有というカテゴリーにはこの二つの用法があることに注意しなければならない。

引用文〔8〕の「東洋的専制主義」を国家的奴隷制と理解するにせよ、国家的農奴制と理解するにせよ、いずれに理解しようとも、東洋的専制主義の経済的基礎には本源的所有一労働者と労働の対象である土地との結合——にもとづく共同体的基本関係が存在しているのである。

したがって、この共同体的基本関係はたんに東洋的専制主義のもとでのみ特殊的に存在するのではなく、一般に奴隸制と農奴制のもとで、その経済的基礎をなすものとして存在する。また、資本が支配的な生産様式のもとでも、資本が共同体的基本関係を完全に解体してしまわないかぎりにおいて、残存するウクラードとして存在する。

「奴隸制と農奴制とは、種族団体にもとづく所有（労働と労働の客観的諸条件の自然的、本源的統一にもとづく所有のこと——筆者）が一段と発展したものにすぎない。両者はそうした所有のあらゆる形態を必然的に変形させる。アジアの形態ではこの変形をおこなうことがもっとも少い。」（同前、四二七ページ。）

「奴隸制度および農奴制等は、共同団体内の労働のうえにきずかれた所有の、必然的で首尾一貫した結果であるといえ、つねに、二次的であって、本源的なものではない。」（同前、四三〇ページ。）

奴隸制的、農奴制的階級社会は本源的所有と共同体的所有にもとづく原始的共同体を必然的に変形させるとはいえ、それらはこうした本源的な所有関係を出発点とし、その上に立脚することによって維持される二次的なものである。

奴隸制・農奴制が共同体的基本関係のうえに立脚しているということは、奴隸および農奴がその生活手段との関係においてどういう存在であるかを示す大切な点である。

農奴は「土地に対して彼（大封建領主——筆者）自身と同じ権利をもっていた」のであり、「たとえ貢租の義務を負う所有者だったにせよ、自分の家に付属する零細地の所有者だっただけでなく、共同地の共同所有者」（『資本論』第一巻、第一分冊、九三七—八ページ）である。ここでのべられている農奴は「分割地の貢献義務を負う所有者」（中村前掲書、一七三—一七四ページ）であるが、農奴は一般に——それが中村氏のいう国家的農奴制の農奴であれ、

この「分割地の貢献義務を負う所有者」としての農奴であれ——土地の占有者として、共同体的基本関係の存在のもとでその生活手段を保障されているのである。農奴はその剰余労働を夫役、貢納等々の形態で上級の土地所有者によって収奪されるわけではあるが、上級の所有者の収奪の源泉はこの剰余労働を生み出す土地と農奴との本源的統一関係を維持しないかぎりかれてしまう。したがって、収奪するためには、農奴制という二次的関係によって一定の変形をうけているとはいえ、その収奪の源泉である共同体的基本関係の存在から発生する様々の業務——水利や灌漑等々——に、夫役や貢納としてあらわれる剰余労働をあてなければならないのである。剰余労働をこういう業務にあてるということは同時に、農奴の生活手段を保障することであり、これが農奴制的国家がもつ公共性の一つの意味である。同様のことは、奴隸制については、中村氏の分類（中村前掲書、一一四ページ）による土地占有奴隸制（私的土地占有奴隸制と国家的奴隸）にもあてはまる。

共同体的基本関係の変形が最も少なかったからこそアジア的形態の階級社会は千年不易のように強固に存在し、「共同体の共同利益を担う職務」をその存立の基礎としておこなうのである。道路の維持・補修、灌漑のための水路の維持等々の「共同体の共同利益を担う職務」を「上位の統一、すなわち小さな諸共同体のうえにうかがふ」（『要綱』、四一〇ページ）アジア的形態の専制政府がおこなうということはこのような意味で理解されるのである。したがって、アジアでは国家は三つの政府部門、すなわち、「財務省すなわち国内略奪省、軍事省すなわち国外略奪省、最後に公共事業省」（マルクス「イギリスのインド支配」、『全集』第九卷、一二三ページ）しかもたず、この「公共事業省」が国内略奪の前提としての共同体の維持のために、「共同体の共同業務を担う職務」を担当したのである。

ところで、奴隸制の他の形態（奴隸制大経営や家内奴隸制など）においては、奴隸は生産手段を所有しないだけでなく、生活手段をも所有していない。したがって、国家による「共同体の共同利益を担う職務」の遂行は奴隸制社会の自由民の利益とはなっても、奴隸の利益には奉仕せず、むしろそれは奴隸労働の犠牲のうえに遂行される。だから、この業務の遂行は社会構成員に奴隸を含めた場合には、社会構成員のすべての共同利益をみたすことになるとはいえないのである。しかし、奴隸制は共同体的基本関係のうえに立脚する社会である以上、社会の一般的な共同利益をもたないとはいえ、この「共同体の共同利益——この場合は自由民にとっての——を担う業務」の遂行は奴隸制社会の存続にとつては不可欠のものである。

以上のことから明らかのように、奴隸制・農奴制的な階級社会、したがってまた東洋的政治の支配下にある階級社会は共同体的基本関係のうえに存続するのであるから、そうした階級社会は「共同体の共同利益を担う職務」をおこなうのである。だから、「共同体の共同利益を担う職務」というのは特殊の経済的社会的な階級である。原始共同体の共同利益を担う職務ではなく、また、社会の一般的な共同利益を担う職務でもなく、原始共同体、奴隸制、農奴制の基礎として存在する共同体的基本関係に、あるいは資本主義や社会主義に残存するウクライドとして存在する共同体的基本関係に、由来する「共同利益を担う職務」ということを意味するカテゴリである。「共同体」というカテゴリは原始共同体をさしているのではなく、労働の客観的諸条件（土地）と労働が本源的に統一しており、そうした統一のもとで労働する社会の成員が相互に平等な共産主義的關係でもって経済關係をとり結んでいる特殊な生産關係、あるいはこうした共同体的基本關係にもとづく人間の社會關係のことを意味するカテゴリのことである。「共同体」をこのように理解しなければ、民族共同体とか農耕共同体とか、ある

いは原生的な共同体とかというようにマルクス、エンゲルスが使用する「共同体」の意味が理解できない。レーニンが『いわゆる市場問題』や『ロシアにおける資本主義の発展』等々の著作のなかで、資本主義の発展を「共同体農民」の分解でもって論理的に説明——歴史的にみた資本主義の生成過程ではない——しているが、この場合の「共同体」もツァーリ専制政府の基礎に共同体的基本関係が存在しているから、こういう説明をしているのである。

通常にいわれている原始共同体というのは、ひとまとまりをもった地域的社會の全域においてこういう共同体的基本関係が支配的であって、二次的な生産関係がまだみられないか、支配的でない集団あるいは社會のことをさしている。したがって、「共同体の共同利益を担う職務」というのは、原始共同体に存在する職務のことではなく、共同体的基本関係から生じる特殊の經濟的形態をもったカテゴリーである。

奴隸制・農奴制的階級社會が共同体的基本関係とそれにもとづく共同体を變形させるかぎりにおいては、「共同体の共同利益を担う職務」も變形させられるのであるが、しかしこれらの社會は根本からこれを破壊してしまふことはありえない。奴隸制・農奴制的形態の階級社會の原理、經濟關係の原理は共同体的基本關係のうえに立脚する二次的なものであり、したがって「共同体の共同利益を担う職務」の遂行はその政治的支配の基礎となるのである。この意味で、「社会的職務活動」というカテゴリーは「共同体の共同利益を担う職務」活動と同義のカテゴリーであるといえるのである。

ところが、資本主義的階級社會では、資本主義的生産は労働とその客観的諸条件の本源的統一を分離することを出発点としており、それは本源的な共同体あるいは共同体的基本關係の上に立脚するのではなく、逆にそれを

破壊することをこの経済的編成の一つの原理としている。労働の客観的諸条件から引き離された無所有の労働者の存在こそ資本主義的生産関係の前提であり、この生産関係の発展は無所有の労働者を自己自身の経済法則によって——原蓄期のように暴力によってこの分離を達成するのではない——絶えず再生産するだけでなく、増大した規模で再生産するのである。したがって、この見地からみるかぎりにおいては資本制の土地占有奴隸制と農奴制にたいする種差は、一つには共同体的基本関係を破壊するか維持するかという点にあり、もう一つは、労働するものの生活手段を保障することを基本的原理とするかしないかという点にある。資本制の土地占有奴隸制以外の奴隸制にたいする種差は共同体的基本関係を破壊することを一つの経済原理としているか、それともそれを維持することを経済原理としているかという点にある。

ところが注意しなければならないことは、とりわけ通説的な見解として次のような見解が存在することである。すなわち、前資本主義的社会形態の奴隸制・農奴制を所有の第二規定によってのみ把握し、生産手段を所有していない被支配階級とそれを所有する支配階級の対立にもとづく社会であり、したがって奴隸や農奴は無所有であるという一面的な主張が存在することである。例えば、林直道氏の『史的唯物論と所有理論』のなかの次の見解を一面化した理解である。

「人類史は、(1)『労働と労働手段との本源的統一』→(2)『労働と所有(生産条件の所有)の分離・切断・対立』→階級対立の社会→(3)『労働と本源的統一の再回復』(これは『労働と労働手段、本源的統一』の傍点部分の脱落であろう——筆者)→社会主義・共産主義、という三つの大段階に総括されている。」(二〇八ページ)。

林氏のこうした結論はマルクスが『剰余価値学説』でリチャード・ジョーンズの資本に関する所説を検討し

た所でのべている文章(『全集』第二六卷、第三分冊、五四七—八ページ)に依拠することによって生み出されているのであるが、マルクスがこの所でのべている「所有」は前述した「諸形態」の第二規定としての所有であって、第二規定の所有概念からすれば、一定の留保をおいたうえで(農奴も土地にたいして封建領主と同じ権利をもち、土地占有権をもっており、この占有は、直接には、第二規定としての所有とは同一ではなく、この意味で労働と所有の分離をいうかぎりにおいて)このように人類史を区分してもよい。そして、この見解は経済的形態規定としての所有をも本源的所有に解消して理解する平田清明氏などの見解にたいしては正しいのである。しかしこのマルクスや林氏の見解を一面化して、奴隸制・農奴制の側面としての本源的所有およびそれにもとづく共同体的基本関係をみなければその見解は一面的である。したがって、奴隸制・農奴制のなかに本源的所有をみない、そしてこの点で社会史を区分しない人類の社会史の把握は、人類史を経済的形態規定としての所有の観点から、原始共同体と諸階級社会に区分し、労働するものの所有と無所有という形態でのみそれを対立的に理解する一面的な歴史観に陥っていることになる。

こうした二面的歴史観にしたがえば、「今日のインド——階級社会としての——にも共同体の共同利益を担う職務がある」というエンゲルスの指摘は、ただちに階級社会一般に拡大解釈されて、どの階級社会もその政治的支配をおこなうためには、「共同体の共同利益を担う職務」を遂行しなければならないというように理解され、国家的支配の基礎には公共的機能の遂行があるという結論を生み出すのである。

しかし、エンゲルスがのべていることはこのような結論をうみ出すものではない。

(2)

奴隸制・農奴制的国家が「共同体の共同利益を担う職務」を担うのは、それが共同体的基本関係のうえに立脚する国家であるというだけではまだ十分ではないのであり、もうひとつそれを生産力の水準との関係において考察してみなければならない。マルクスは、国家が公共事業——道路、運河、灌漑——などを遂行することについて次のようにいう。

[9] 「道路、運河等のような生産の一般的諸条件のすべては、流通を容易にするものであらうと、流通をまったくはじめて可能にするものであらうと、あるいはまた生産力を増大させるものであらうと（アジアにおける灌漑などや、その他なおヨーロッパで諸政府によって構築されたもののように）、共同体そのものを代表する政府にかわって資本がこれを引受けるようになるためには、資本のうえにうちたてられた生産のもっとも高度な発展を想定している。公共事業の国家からの分離と、その資本自体によっていとなまれる事業の領域への移行とは、現実の共同体がどの程度まで資本の形態で構成されるようになってきているかを指示している。」（『要綱』、第三分冊、四六七ページ。）

原始共同体や奴隸制・農奴制社会でみられるように、労働手段が道具という形態をとっている低い生産力水準のもとでは、道路、運河、水利、灌漑などの公共事業の遂行は大量の労働力の動員によってはじめて可能となる。こういう事業の遂行のきめ手は大量の労働力を結集的労働として使用することであり、それは共同体首長の指揮によって共同体成員によっておこなわれるか、専制政府の指揮のもとで奴隸や農奴によっておこなわれるか、あるいは奴隸的大経営のもとでは奴隸主によって指揮された奴隸によっておこなわれるかしなければならない。このことを(1)でのべたことにつけ加えて理解してはじめて奴隸制・農奴制国家が「共同体の共同利益を担う職務」、すなわち「社会的職務」を遂行するというこの意味が明らかになるのである。

くり返しになるが、引用文〔9〕はまた、資本がそれ以前の社会で国家的事業であった公共事業を資本主義的生産力の発展段階に応じて資本の事業へと転化していくと述べている。この意味では資本は「共同体の共同利益を担う職務」を解体するといわなければならない。（なお、この引用文〔9〕でなお注意すべきことがあるが、後述する。）

3 国家権力の端緒と国家の成立のモメント

(1)

エンゲルスは引用文〔7〕で「共同体の共同利益を担う職務」を「国家権力の端緒 (Aufgang)」であるとのべているのであるが、なぜこの職務が国家権力の端緒になるのか。

「共同体の共同利益を担う職務」は、共同体の発展とともに、一群となって大きな全体を形成する共同体群の個々の共同体の利益から相対的に自立化し、場合によっては全体の共同利益は個別共同体の利益に対して対立的にさえなり、やがてこの職務は個々の共同体から独自化していき、独自の業務をもった社会から自立化した機関を構成するようになる。

〔10〕 「しだいに生産力が増大していく。人口がより稠密になると、個々の共同体のあいだに、ときには共同の、ときには相反する利害がつくりだされる。これらの共同体が一群となってより大きな全体をつくるようになる、または一つの新しい分業が生まれ、共同の利益を保護し、相反する利益を撃退させるための機関がつくりだされる。これらの機関は、群全体の共同の利益の代表者だというだけでも、それぞれの共同体に対して、ある特殊な、場合によっては対立的でさえある地位を占めるのであるが、まもなくそれは、一部は職務の世襲化……の結果、また一部は、他の諸群との衝突が増大するにつれて、これらの機関がますます不可分のものになっていく結果、さらにいっそう独自化していく。」〔『全集』第二十巻、一

社会のなかからこういう社会的機能が発生し、独自の社会的機能として自立化していき、そしてその機能を担う人々に全権が付与されるようになる。こうして「共同体の共同業務を担う職務」が国家権力の端緒となる。社会的職務が社会に対して自立化していくことが国家成立の一つの条件であり、実在的可能性である。だから、エンゲルスは『反デュリング論』の叙述段階では、この社会的職務の自立化を国家権力の端緒であると考えているのである。したがって、この端緒、すなわち実在的可能性が現実性に転化し、国家が成立するためには他の諸条件が必要なことはいうまでもない。「端緒」という表現はこのように把握しなければならないであろう。

階級分化がほとんど進んでおらず、共同体がいまだ分解していない時期の共同体において、宗教的機能をも含むこうした社会的機能はすでに社会に対して独自化している。しかし、無階級社会においては、この独自化した社会的機能が特殊の集団によってその集団の利益のために利用されたり、占取されたりすることはなかった。だから、エンゲルスは前述の引用文につづけて次のようにいっているのである。

[11] 「社会にたいする社会的機能のこのような独自化が、どのようにして時とともにつよまって、社会にたいする支配となることができたか、はじめは召使いであったものが、どのようにして、好材料をえてしだいに主人に転化していったか、この主人が、どのようにしてそのときどきの事情に応じて、東洋の専制君主または太守として、ギリシアの種族首長として、クルト人の族長等々として登場したか、この転化にさいして彼はけっきょくどの程度まで暴力をもちいたか、最後に、個々の支配者たちがどのようにして一つの支配階級に結合したか、——そういう点には、ここで立ちいる必要はない。」(『全集』第二十卷、一八五—一八六ページ)。

このように、「社会にたいする社会的機能の独自化」(召使い)がどのようにして「社会にたいする支配になる」

(主人)かという表現にみられるように、社会的機能の独自化ということと、国家の成立(社会にたいする支配)とは明確に区別されている。そして社会に対して独自化した機能がどのようにして国家に転化したかということおよびそうした国家形態の多様性については研究しなければならないが、これはまた別の研究を必要とする課題であるのでここではたまたまいらないといっているのである。

(注) 引用文^[1]での一つの問題は明らかに国家の王である「東洋の専制君主」とならべて、「ギリシアの種族首長」「ケルト人の族長」があげられていることである。熊野聡氏も指摘するように、『共同体と国家の歴史理論』二三ページ)、エンゲルスの『起源』では「ギリシアの種族首長」は第四章で、「ケルト人の族長」は第七章でとりあげられ、それぞれ氏族制度を基礎とする共同体の統括者として把握されており、国家の王としては把握されていない。モーガンの『古代社会』およびマルクスのそれへの注記をも含めた人類の原始史に関するエンゲルスの研究の進展によって、こういう訂正がなされたのであるが、『反デューリング論』段階では、エンゲルスは「ギリシアの種族首長」、「ケルト人の族長」を「東洋の専制君主」と並記しているように、国家の王として考えている。そして、エンゲルスがここで国家を形成しているところを、この引用文^[1]の直後に引用文^[4]が続いているのであり、引用文^[4]のなかでのべられている「どこでも政治的支配の基礎には社会的職務活動があった」という文章中の「どこでも」は「東洋の専制君主またはサップ、ギリシアの種族首長、ケルト人の族長等々」が治める社会、すなわち共同体をその基礎にもつ国家(前述の注でのべたように、ギリシアの種族首長とケルト人の族長が治める社会については訂正されるのであるが)のことを意味している。したがって、この「どこでも」は「資本主義的階級社会を含めて、どの階級社会においても」という意味に理解してはならないのである。

このことは「社会的職務活動」の例としてペルシャやインドの共同体をその社会の基礎にもつ専制国家のもと

での河川流域の灌漑業務があげられていることから明らかである。したがって、この「政治的支配」は資本主義的な政治的支配にたいしても通用するカテゴリーではなく、共同体をその下位形態としてもつ奴隸制的、農奴制的階級社会についていわれているカテゴリーであると理解しなければならない。第二章第1節でのべたように、資本主義的階級社会、資本主義的政治支配はこの社会的職務、すなわち「共同体の共同利益を担う職務」に対して一面においては解体的に作用するのであるから、資本制のもとでも、「政治的支配の基礎に社会的職務活動がある」というように一般化して主張することはできないであろう。

またこの文脈では、エンゲルスはこの「社会的機能の社会に対する独自化（国家権力の端緒）」を一方での階級形成であるといい、他方でもう一つの階級形成をあげている。それはこうである。共同体の生産力の発展によって、共同体相互の戦争の結果としての捕虜を生かしておくことができるだけの生活手段を生産できる段階になると、戦争の捕虜は奴隸に転化し、奴隸制が発明されたというのである。

だから、この文脈におけるかぎりではエンゲルスは、国家の成立を第一に戦争の捕虜を生かして労働力として使用できるだけの生産力段階に共同体が達していること、第二に、諸共同体が時には戦争や征服に至るような相互作用をおこなっていること、第三に、社会的機能（共同体の共同利益を担う職務活動）の社会に対する独自化が進んでいること、第四に、戦争の捕虜が奴隸になることによって自由民と奴隸の階級対立が発生していること、以上の四つを基本的モメントとして国家形成を考えているように思われる。

(2)

しかし、国家形成のモメントは前記の文脈のなかでのべられている四つのモメントだけではなく、もう一つの

モメントが『反デューリング論』には存在している。

つまり、「分配上の差異が現われるとともに、階級の区別も現われてくる」(同前、一五四ページ)という点である。これは国家成立の第一のモメントの理解にもかかわっている。その第一のモメントである「捕虜を生かすことができるだけの生産力水準」が獲得されるためには、共同体的生産関係とは異質な生産関係、すなわち生産物の交換(その発展した形態では商品の交換)という新しい生産関係が共同体の内部に入ってくる一つの条件となっている。諸共同体の相互作用のなかで、はじめは共同体の特殊の生産物が偶然に他の共同体の特殊の生産物と交換され、やがてそれが規則的になり、そしてさらにこの交換が共同体の存続にとって不可欠のものになると労働生産物は商品に転化し、この交換をおこなう共同体は相互に私的所有者となるのである。こうした共同体間の交換は共同体内部に反作用し、共同体の個々の成員がしだいに私的所有者として相互の関係を結ぶようになる。このことによって共同体、共同体的基本関係は解体していくのであるが、しかし、共同体の各成員が私的な所有者としてお互いに関係するという単純な商品関係は、労働と労働の客観的諸条件の本源的統一を基本的原理とする共同体的関係を完全に解体するのではなく、『反デューリング論』でのエンゲルスの認識でもつていえば、「土地を共同で所有する部族共同体または村落共同体」(同前、一五三ページ)、「古い自然的共同体」(同前、一五四ページ)あるいは「土地の総有制をもつ古代の自然的共同体」(同前、一六六ページ)を「分割地農民の村落」(同前、一六八ページ)に変えるということである。『反デューリング論』段階では、エンゲルスは「氏族共同体Ⅱ自然的血縁集団がまだとらえられていないために、農耕共同体の概念」(中村前掲書、一四三ページ)を明確にしていなかったのであるが、マルクスの「諸形態」段階になかった認識が生まれる。すなわち、

「土地共有の原始共同体は、共同労働と個別労働の二段階にわけられ、共同体は(一)共同所有・共同労働の段階、(二)共同体のなかに小経営が形成された共同所有・個別労働の段階、(三)共同所有が解体して耕地が私有化された小土地私有・小経営の階級社会における共同体の段階という継起的な三段階」(同前、一四二ページ)に区分されるという認識である。

ここで中村氏のいわれる(三)番目の段階が典型的にはギリシャ・ローマ的階級社会とゲルマン的階級社会であるのであり、したがって確認すべきことは、原始共同体と奴隷制・農奴制社会に共通して共同体的基本関係が存在していることであり、これらの社会は共同体をその基礎にもっているということである。「分割地農民の村落」は原生的共同体の解体の結果生じたものであるから、これはすでに共同体的原理を失ってしまったものであると考えるはならない。「土地の総有制にもとづく平等な分配がおこなわれていた古い自然生的共同体」とは異なる形態で労働と労働の客観的諸条件の本源的统一という共同体的原理が貫徹しており、この形態で再生産されているのである。この意味で分割地農民の村落は、共同体的形態を分解しきっていないだけではなく、というよりむしろそれを前提として存立しているのである。共同体の根本的な解体は全面的に発展した商品生産社会である資本主義的生産関係の登場をまたねばならないのであり、資本制的生産関係こそ共同体的関係を前提としない生産関係である。以上のような理解にもとづいてエンゲルスの次の文章は読まれなければならない。

「奴隷制が可能となるまえに、すでに生産がある段階に達しており、分配のある程度の不平等が生じていなければならない。また、奴隷労働が一社会全体の支配的な生産様式となるためには、生産や商業や富の蓄積がさらにはるかに高度に増大していることが必要である。」(『全集』第二十卷、一六六ページ)

「共同体の生産物が商品形態をとることが多くなればなるほど、つまり、生産物のうちで生産者自身の使用のために生産

される部分が少くなり、生産物がますます交換の目的で生産されるようになればなるほど、共同体の内部でも交換が原始的な自然的分業を駆逐してゆけばゆくほど、共同体の個々の成員の財産状態がますます不平等となり、古くからの土地の共同所有がますます深く掘りくずされ、共同体はますます急速にその分解にむかつてすみ、分割地農民の村落に変わっていく。……ところが、大工業の生産物の競争が共同体の自然的な家内工業をしいに破壊するのにもなつて、共同体はますます分解していく。（同前、一六八ページ）

この第五のモメントを加えて、エンゲルスは、国家成立を五つのモメントにおいて把握しているのである。

ところで、ここでこのようにエンゲルスの国家論にやや立ちいって説明したのは、後述する「国家二重機能論」——これは「社会的共同業務」をどう把握するかということと深く関係している——の批判の前提としてであつた。

三 エンゲルスの「社会的共同業務」

1 『反デューリング論』の規定

エンゲルスは「社会的共同業務」について次のようにいう。

[12] 「搾取する階級と搾取される階級、支配する階級と抑圧される階級との、これまでの歴史的対立はすべて、人間の労働の生産性が比較的未発達だったというこの同じ事情で説明されるのである。現実働いている住民が、彼らの必要労働にあまりにも忙殺されていて、社会の共同事務 (die gemeinsame Beschäfte) ——労働の指揮、国務 (Staatsgeschäfte)、司法 (Rechtsangelegenheiten)、芸術、科学など——にしたがう時間がかすこしものこらないかぎり、いつでも、現実の労働から解放されてこれらの事務 (Angangeheiten) にしたがう特別の一階級がなければならなかつた。そのさい、この階級

は、きまつて、自分自身の利益のために、労働大衆にますます多くの労働負担を負わせるのであった。大工業によってなしとげられた生産力の巨大な増大によつてはじめて、例外なくすべての社会成員に労働を割り当て、そうすることに於て各人の労働時間をいちじるしく短縮して、社会の一般的な事務 (die allgemeinen Angelegenheiten) —— 理論的な、また実践的な —— にたずさわる十分な余暇がすべての人々に残されるようにすることが可能になる。だから、いまこそはじめて、支配し搾取する階級はすべてよけいなものに、それどころか社会発展の障害物になったのである。」(傍点は筆者——同前、一八八ページ。)

[13] 「社会の総労働が、全員がかつがつ生きてゆくのに必要なものをわずかこえるだけの収穫しかもたらさないあいだは、したがつて、社会の大多数の成員の時間の全部またはほとんど全部が労働にとらわれているあいだは、この社会は必然的にいろいろの階級にわかれる。もっぱら労役に服するこの大多数とやらんで直接の生産的労働から解放された一階級が形づくられ、彼らが労働の指揮、国務 (Staatsgeschäfte)、司法 (Justiz)、科学、芸術などの社会の共同の業務 (die gemeinsamen Angelegenheiten) にあたるのである。」(傍点は筆者——同前、二九〇ページ。)

みられるように、この引用文 [12] と [13] においては、[12] の「社会の共同事務」と [13] の「社会の共同の業務」が同じ意味でもちいられ、さらに [12] の「社会の共同事務」は [13] の引用文のすぐあとで、「理論的、また実践的な社会の一般的事務 (die allgemeinen Angelegenheiten der Gesellschaft—theoretischen wie praktischen)」(同前、二九〇ページ) といいかえられており、かつこれらはすべて、階級社会に普遍的なことと考えられているのである。そして階級社会の支配階級が物質的労働をおこなう被支配階級と分業して、精神的労働に従事し、「労働の指揮、国務、司法、芸術」などの「社会的共同業務」、「社会の一般的事務」を担うというのである。

引用文 [12]、[13] の「国務」の原語は Staatsgeschäfte であり、直訳すれば「国家の事務」であり、また司法も法 (あるいは国家) の発生を前提とするのであるから、国務や司法の形態において遂行される「社会的共同業務」

は多かれ少かれ階級的な形態規定をうけているのはいうまでもないが、この多かれ少かれ階級的な形態規定をうけた「社会的共同業務」の内容はもっと検討してみなければならぬことを含んでいる。

第一。「国務や司法」という「社会的共同業務」のなかには、奴隸制社会における奴隸の抑圧のように純粹に階級抑圧のためにのみおこなわれる業務、階級抑圧を目的とする治安の維持業務、階級抑圧や治安維持のための司法業務などのように、純粹に支配階級の階級的利益にのみ奉仕し、階級的形態をとってしかあらわれない「社会的共同業務」が存在し、この場合の「社会的共同業務」は絶対に「社会の一般的な共同利益」を担うとはいえない。それは支配階級の共同利益に奉仕する「社会的共同業務」である。奴隸を抑圧する「社会的共同業務」としての国務や司法が絶対に奴隸集団にとっての「社会的共同業務」でないことは全く明らかである。

第二。奴隸制、農奴制の階級社会は、共同体的關係をその基礎にもつわけであるから、この共同体的關係から発生する「社会的共同業務」は、「共同体の共同利益を担う職務」であり、同時に支配階級も被支配階級も共同体を前提として生活するのであるから、それは社会の一般的な共同利益を担う国務や司法である。インド等の専制政府の「公共事業者」がこの「社会的共同業務」をおこない、国家存立の基礎となっている。「共同体の共同利益」をはかるのである。

しかし、アジアにおける奴隸制国家のように、共同体とともに共同体成員が征服され、奴隸に転化する場合には、上位の統一者である奴隸国家がおこなう「共同体の共同利益を担う職務」は、奴隸集団にとってその生活手段を保障する「社会的共同業務」であるであろうけれども、古典古代（ギリシア、ローマ）の奴隸制にとっては事情は同じではない。奴隸市場で売買される奴隸は共同体から引き離されているのであり、こうした奴隸にとっては、

「共同体の共同利益を担う職務」が奴隷制国家による国務として遂行されても、それは奴隷にとつての「社会的共同業務」では決してない。

第三。資本主義国家は、共同体を基礎としていないのであるから、「共同体の共同利益を担う職務」が社会の一般的な「社会的共同業務」であるとはいえない。むしろ、資本主義国家の国務や司法は前資本主義的形態の国家の基礎にある共同体的関係とそれにもとづく「共同体の共同利益を担う職務」を資本が多かれ少かれ破壊することを援助するという側面が支配的な業務である（この点については後に再びとりあげる）。

第四。この「社会的共同業務」に「科学や芸術」があげられているが、それらのなかには自然科学やある種の芸術のように、それ自身は直接に階級の利益に奉仕せず、その意味で階級性がうすく、それ自体が経済的形態規定をもっているといえないものが存在する。他方では、社会に関する科学のように成立の当初からイデオロギ―的装いをもって登場し、階級の利益に奉仕する目的で形成され、階級の色彩を強く帯び、それ自体が経済的形態規定をもっているといえるものも存在する。このように、科学や芸術のあるものは経済的形態規定をもっているし、他のものももっていない。したがって、階級性のうすい科学や芸術を対象とする活動である「社会的共同業務」は、支配階級の利益に直接奉仕するものとはいえず、それはまず社会の一般的な共同利益を担うものである。このことによつてそれは同時に支配階級の共同利益にも奉仕するということにもなる。科学や芸術という「社会的共同業務」は直接に支配階級の共同利益に奉仕するものと、間接的に支配階級の共同利益に奉仕するものと二つのタイプのなかで様々の色あいをもって存在しており、またこのことはすべての階級社会に妥当する。

第五。「労働の指揮」としての「社会的共同業務」についてである。マルクスは監督や指揮の労働について次

のようにのべている。

[14] 「監督や指揮の労働は、直接的生産過程が社会的に結合された過程の姿をとって独立生産者たちの孤立した労働として現れない場合には、どこでも必ず発生する。しかし、この労働は二重の性質のものである。

一面ではおよそ多数の個人の協力によって行なわれる労働では、必然的に過程の関連と統一とは一つの指揮する意志に表わされ、また、ちょうどオーケストラの指揮者の場合のように、部分労働に関するのではなく作業場の総活動に関する諸機能に表わされる。これは、どんな結合的生産様式でも行なわれなければならない生産的労働である。

他面では——商業的部門はまったく別として——このような監督労働は、直接的生産としての労働者と生産手段の所有者との対立にもとづくすべての生産様式のもので、必然的に発生する。この対立が大きければ大きいほど、それだけこの監督労働が演ずる役割は大きい。それゆえ、それは奴隷制のもとでその最高限に達する。」(『資本論』第三卷、第一分冊、四八—ページ)。

みられるように、ここでは「指揮、監督労働」をマルクスはすべての結合的生産様式の歴史的形態に共通する実体規定——この内容は、引用文中の「一面では」という語句に続く叙述である——としてとらえているのではなく、こうした実体規定と形態規定——この内容は、引用文中の「他面では」という語句に続く叙述である——との統一としての具体的な経済的形態規定をもった監督労働を総括する用語として使っている。

他方でマルクスは、同じ『資本論』のなかで「指揮、監督労働」を実体規定としてのべている。

「すべての比較的大規模な直接に社会的または共同的な労働は、多かれ少かれ一つの指図を必要とするのであって、これによって個別的諸活動の調和が媒介され、生産体の独立な諸器官の運動とは違った生産体全体の運動から生ずる一般的な諸機能が果されるのである。……この指揮や監督や媒介の機能(「指揮、監督」労働のことである——筆者)は、資本に従属する労働が協業的になれば、資本の機能となる。資本の独自の機能として、指揮の機能は独自の性格をもつことになるので

ある。」(同前、第一卷、第一分冊、四三四ページ。)

ここではマルクスは「指揮、監督労働」を実体規定として使っているのである。したがって、マルクスはこの労働を二つの意味で使っている。

エンゲルスがこの二つの意味のどちらにしたがって「労働の指揮」ということを言っているのかは判然と確定することは難かしいが、いずれに理解するにせよ、次にのべる結論をくつがえすものではない。

以上の五点のことから結論的にいえることは、この「社会的共同業務」は支配階級の共同利益を担っているものもあれば、社会の一般的な共同利益を担っているものもあり、様々の形態で存在しているということである。

したがって、『反デュリング論』の「社会的共同業務」を「社会の一般的な、すべての集団——階級社会では階級に結集する諸集団——にとつての共同利益を担う職務」と解釈すれば、この解釈は全く成立しない。

またこの「社会的共同業務」を「階級社会において支配階級が自分たちの階級の共同利益を担う職務」と解釈することも成立しない。なぜなら、純粹に支配階級の共同利益に奉仕する「社会的共同業務」もあれば、支配階級の共同利益に奉仕するとともに社会の一般的な共同利益に奉仕する「社会的共同業務」もあるからである。

だから、この文脈では「社会的共同業務」というカテゴリーは、エンゲルス自身がいかえているように「社会(この社会という言葉は二人以上の人々が存在すればよい)の一般的事務」という意味であつて、この「一般的事務」は、どのような形態の共同利益を担っているかということは一切含んでいない抽象的なカテゴリーであり、その意味で実体規定であり、現実の物質的労働、本源的な意味での生産的労働に対立するカテゴリーである。

「社会の一般的事務」である「社会的共同業務」は精神的労働と物質的労働の分業の発生とともに、したがっ

てこの分業の「最も自然的な形態が、ほかならない奴隷制」(同前、一八八ページ)であるのだから奴隷制の発生とともに生じると『反デューリング論』では説明されている。「社会の一般事務」は諸階級社会の諸々の物質的労働と区別される、経済的形態規定をうけた具体的な業務活動——「共同体の共同利益を担う職務活動」、階級社会における階級抑圧業務、資本の営利活動の対象となっている土木事業・水利事業等々——の一面としての実体規定である。このように「社会的共同業務」は『反デューリング論』のこの文脈では階級社会を貫ぬく超歴史的な実体規定であって、共同的になされる社会の一般的事務という意味である。しかしこの規定は『起源』のなかではもっと一般化され、原始共同体をも貫ぬく規定になるのであるが、この点については後述する。

以上のことをふまえて、『反デューリング論』の三つのカテゴリー、すなわち(1)「社会的共同業務」、(2)「共同体の共同利益を担う職務」、(3)「政治的支配の基礎としての」「社会的職務」という三つのカテゴリーの関係を整理すれば、次のようになる。(2)と(3)はすでに述べたように同義のカテゴリーであり、経済的形態規定をうけたカテゴリーである。(1)は(2)と(3)およびその他の経済的形態規定をうけた諸業務からその共通性をとり出して、思惟のうえに固定した抽象的普遍としての実体規定ということになるのである。

2 『起源』の規定

『起源』においては、エンゲルスは「社会的共同業務」を『反デューリング論』よりももっと一般化した意味で用いている。

『起源』のアテナイ国家の成立をのべた所でエンゲルスは次のようにいう。

[15] 「このため、氏族制度の諸機関の規則的な機能がひどく混乱してきたので、はやくも英雄時代にそれを是正することが必要になった。テセウスがきめたといわれる制度が採用された。変更の要点は、なによりもまず、アテナイに一つの中央政府が設置されたこと、すなわち、それまで各部族が自主的に処理していた業務 (Angelegenheiten) の一部が、共同の業務 (gemeinsame Angelegenheiten) であると宣言されて、アテナイにおかれた共同評議会に移管されたことであつた。これによって、アテナイ人は、アメリカのどの原住民属よりも一歩前進した。すなわち、ならばびあつて住む諸部族のたんなる同盟のかわりに、単一の市民団 (部族団) への彼らの融合が現われた。それとともに、部族や氏族の法慣習に優越する、アテナイの一般市民法が生まれた。」(傍点は筆者——『全集』第二卷、一一二ページ)。

[注1、2] 『反テューリング論』の全集訳は Angelegenheit を「業務」、Beschäfte を「事務」と訳しわけているが、『起源』の全集訳は Angelegenheit を「事務」と訳している。「業務」も「事務」も同じ意味であるが、訳文の統一のため、ここでは Angelegenheit を「業務」と訳し変えておく。

「共同体社会の共同利益を維持するための業務」の一部が「共同の業務」としてアテナイの共同評議会に移管され、それとともに従来の法慣習に優越するアテナイの一般市民法が形成されていくのであるから、この時期のアテナイは無階級社会から階級社会の過渡期社会であり、この過渡期社会は形成されつつある国家、いわば「半国家」の時代である。この時期の「共同の業務」は国家および階級社会の形成によって、支配階級であり、精神的労働に従事する貴族階級に独占され、それとともにその性格を変化させていく。すなわち、各部族が自主的に処理していた「業務」は各部族の共同利益のためにおこなわれる「共同業務」——エンゲルスは「業務」と書いているのであるが、この業務の大半は共同性的におこなわれたのであるから、「共同業務」でもある——であつたが、この「業務」が「共同業務」として共同評議会に移管される。それとともに、原始共同体的形態規定をうけていた「共同業務」が、奴隷制への過渡をなす段階にある社会の「共同業務」へと転化していく。やがてこの

「共同業務」が公職として、完全に階級として形成された貴族階級に独占されてしまえば、それは奴隷制的形態規定をうけることになる。ここでの「共同業務」は「各部落が自主的に処理していた業務」としては、「共同体の共同利益を担う職務」として理解され、奴隷制の過渡段階に入ったアテナイの共同評議会に移管された「共同業務」としては、その一部は共同体の共同利益を担う職務であり続けるが、他の一部は形成されつつある支配階級の共同利益を担う職務としての側面を強くもつようになる。したがって、この『起源』の「共同業務」は『反デューリング論』の「社会的共同業務」とは異っているのである。

同様のことは『起源』の次の引用文にみられる「共同業務」においてもいえるのである。

[16] 「未開の中段階の終りころにようやく達成された定住性は、商業や生業の変更や土地所有の移転にもとづく住所の移動や変動のため、たえずくりかえして打破された。氏族団体の成員たちは、もはや彼ら自身の共同業務 (die gemeinsamen Angelegenheiten) をみるために集まることができなかった。宗教的祭儀のような、重要でない事柄の処理だけが、まだかろうじてなされたにすぎない。(傍点は筆者——『全集』第二一卷、一六七ページ。)

[注] ここも『全集』訳の「事務」を「業務」に訳し変えておいた。

この引用文[16]の「共同業務」も引用文[15]の「共同業務」と同様に、「共同体の共同利益を担う業務」である。しかも、引用文[16]につづく文章のなかで、エンゲルスは階級の発生とともに古い氏族制度がもつ経済関係に立脚しない新しい機関が発生し、この機関が担う業務が「共同体の共同利益を担う共同業務」とは全く異質なものであることを示唆している。すなわち、

「生計獲得の事情に変革が起こり、またその結果社会的編制が変化したことから、氏族団体が保護する使命をもちまた保

護できた必要や利益とならんで、新しい必要や利益が生じていたが、それらは、古い氏族制度に無縁であったばかりか、あらゆる点でそれと食いちがっていた。分業によって成立したさまざまな手工業者集団の利益や、農村とは違った都市の特殊な必要は、新しい諸機関を必要としていた。だが、これらの集団のそれぞれが、きわめて雑多な氏族、胞族、部族の人々からなっており、外国人までふくんでいた。だから、これらの新しい機関は、氏族制度のそとに、それとならんで、したがってそれに対立して、つくられねばならなかった。」(同前、一六八ページ。)

引用文^[15]の社会的共同業務はこの引用文の「新しい機関」が果たす職務活動である。エンゲルスの『反デューリング論』の「社会的共同業務」はこの「新しい機関」が完全に発展して、階級社会の機関となった時におこなう業務のことである。

このように、『起源』における「社会的共同業務」は階級にもとづく分業のない原始共同体である氏族共同体の職務であり、階級社会に転化しつつある氏族共同体のなかに発生した共同体的原理とは異なる新しい機関の担う職務でもあり、また『反デューリング論』でべられている「社会的共同業務」と同じく生成した階級社会の国家が担う職務——階級にもとづく分業を前提としておこなわれる——でもある。したがって、『起源』の「社会的共同業務」は原始共同体を含め、どのような経済関係にもとづく社会であれ、その社会が必要とする「社会の一般的事務」という意味であり、『反デューリング論』の規定がより一般化された規定となっているのである。そうすると、この「社会の一般的事務」が精神的労働と物質的労働との間の分業とどう関係するのか、階級の発生はこの分業と関係しているのであるから、階級社会の労働とこの「社会の一般事務」とどう関係するのかという新しい問題が発生する。この問題は、マルクスの引用文^[9]とも関係するので、マルクスの「共同業務論」をのべるところで再びとりあげることにする。

四 『反デューリング論』の国家論は「国家二重機能論」か

1 『共同体の共同利益を担う職務』の社会にたいする自立化がただちに国家の成立であるという見解について

二章3節でのべたようにエンゲルスは、国家成立を五つのモメントから把握していたのであるが、エンゲルスはある所でその文章だけで単純に理解すれば、国家は「共同体の共同利益を担う職務」が社会にたいして独自化することによって成立するかのようになっている。『反デューリング論』の国家論を「国家二重機能論」としてとらえる論者は、このエンゲルスの主張を「国家二重機能論」の一つの根拠としているので、次のエンゲルスの叙述をすこし検討してみることにしよう。

[17] 「分配上の差異が現われるとともに、階級の区別も現われてくる。社会は、特権的な階級と冷遇される階級、搾取する階級と搾取される階級、支配する階級と支配される階級に分かれる。そして、国家というものは、同一部族に属するもの、もろの共同体の自然的な諸群が、はじめはただその共同の利益(たとえば、東洋における灌漑)をはかり、外敵を防御することだけを目的として、つくりあげたもののだが、このとき以後、国家は、それらのこととならんで、支配する階級の生活および支配の諸条件を、支配される階級に対抗して暴力によって維持することをも、同様に目的とするようになる。」(傍点は筆者——『全集』第二十卷、一五四ページ)。

ここで傍点をふった部分でエンゲルスがのべていることを、文字どおりとれば明らかに階級発生以前に国家が

存在したとエンゲルスが考えているかのようにとれる。前述した五つのモメントからなる国家成立の規定からみれば、傍点部分は国家成立の第三のモメント、すなわち「社会的機能の社会に対する独自化」のうちに含まれるものである。「共同の利益をはかり、外敵を防御する」機能とは「共同体の共同業務を担う職務」のことにはかならず、そうした社会的職務が社会に対して自立化することは前述の規定では国家成立のための五つのモメントのなかの一つにすぎなかった。

したがって、一見すれば矛盾するこの説明はエンゲルスが『反デュリング論』段階では完全な形態では「国家」概念を確立していなかったことを示しているかのようにみえ、したがって、『反デュリング論』の一部分を執筆し、残りの部分については、お互いに意見をかわしあったマルクスについても、国家概念は未確立であったかのようにみえる（マルクスの国家論と「社会的共同業務」の理解については後述する）。

しかも、エンゲルスは『反デュリング論』の「三つの版の序文」のなかで、次のようにいって自分が書きかえたかったものの、第一のものとして「人類の原始史」をあげているのであるから、このことを皮相にとれば、書きかえられた「人類の原始史」のなかに、未確立であった「国家概念」が含まれているとらえられるかもしれない。

「人類の原始史についてであって、これを理解する鍵は、一八七七年にはじめてモーガンがあたえてくれたのである。しかし、私は、その後、自著『家族、私有財産および国家の起源』（チューリヒ、一八八四年）、のなかで、それまでに私が入手できた材料をまとめあげる機会があったので、このあとから出た著作を参照してただけば、それでいい。」（同前、一〇ページ）

熊野聡氏は「人類の原始史」について、『反デューリング論』の叙述を『起源』で書きかえたというエンゲルスの言葉は、『反デューリング論』の国家論に一見すれば矛盾があるように見えるものであるから、国家論についても書き変えたということを含んでいるととって、このことを一つの理由として『反デューリング論』の国家論と『起源』の国家論は異なるものであると主張される。そして、引用文〔10〕を次のように解釈される。

「この文章には、一八七八年の時点におけるエンゲルスの国家発生論と国家の二つの機能が、争う余地のないほどはっきりとのべられている。第一に、社会に階級の区別があらわれ、諸階級にわかれる以前にすでに国家が成立していたこと、それは共同の利益と外敵の防衛だけを目的としたことであり、第二に、諸階級に社会がわかれたあとの国家の階級抑圧機能は、従来からの共同機能(社会的職務の執行機能)とならぶ、それとは一応別個の機能だということである。つまり、ここでは、国家は階級抑圧の機関でしかないとは考えられておらず、かつ二つの機能は二元的にとらえられている。」(『共同体と国家の歴史理論』六一七ページ。)

この熊野氏の見解が正しいかどうかをみるためには、氏がこの見解を出されるにいたった前提条件の吟味が必要である。この前提条件とは、引用文〔7〕、〔10〕、〔17〕にあらわれる共同体の発展段階に関する氏の独自の解釈のことである。それは次のようなことである。

引用文〔7〕の共同体の発展段階。

「社会階級が存在しない共同体のそれぞれにおいて、全権を付与された共同体の共同利益を担う職務活動がおこなわれており、国家はないが、国家権力の端緒はある」段階。

引用文〔10〕の段階。

「引用文〔7〕の段階の発展した段階。すなわち、個々の共同体の間、あるいは一群となった共同体の集合体にお

いて、共同体の共同利益を担う職務活動が社会にたいして独自化しており、国家は存在する」段階。

ところで、この引用文〔10〕の発展段階を引用文〔17〕の傍点部分とを直結させて理解されるのが熊野氏の特徴である。しかし、引用文〔10〕の「共同体の共同利益を担う職務が社会にたいして独自化する」という主張は、国家成立の一つのモメントについていっているものであり、国家成立のための実在的可能性をのべているにすぎないのであって、引用文〔10〕の発展段階においてすでに国家が成立しているとみる熊野氏の見解は支持しがたい。この機関の独自化が国家（すなわち社会にたいする支配）となるためには他の諸条件（主要には前述の五つのモメントのうち残る四つのモメント）が必要であるからである。

引用文〔7〕と〔10〕は一続きの文章であり、引用文〔7〕段階（熊野氏では(1)の第1段階）と引用文〔10〕段階（熊野氏では(1)の第2段階）とは、国家の成立によって質的区別を画されている段階ではなく量的発展における段階区分にすぎない。両段階とも国家は成立していないのである。また階級も発生していない。引用文〔17〕の傍点部分は明らかに階級の発生していない時期の共同体についてのべているのであるから、この点からみれば、引用文〔17〕の段階は引用文〔7〕、〔10〕の両段階にまたがったことをのべているのである。

ところが、このように理解すれば、引用文〔17〕の傍点部分では、エンゲルスは「共同体の共同業務を担う職務」の社会にたいする自立化を「国家」として把握し、引用文〔7〕、〔10〕ではそれを「国家権力の端緒」として把握しているのである。ここにそもそも混乱のもとがあるわけであるが、しかし、この論理上の矛盾は『反デュリング論』全体のなかで判断されねばならないとともに、方法的にも吟味されなければならない。

また同時に国家について『反デュリング論』でエンゲルスは次のような規定を与えている。

「社会的共同業務」と国家（上野）

[18] 「階級対立のかたちをとって運動してきたこれまでの社会には、国家が必要であった。つまり、そのときどきの搾取階級が自分たちの外的な生産諸条件を維持するため、したがって、とくに現存の生産様式によって規定される抑圧の諸条件（奴隸制、農奴制または隷農制、賃労働）のもとに被搾取階級を力ずくで抑えつけておくためにつかう組織が必要であった。国家は全社会の公式の代表者であり、目に見える一団体に全社会を総括したものであった。」（『全集』第二十巻、二八九ページ）

この規定はのちに『起源』で定式化される「階級対立の非和解性の産物としての国家」という規定とほとんど同じであり、エンゲルスは『反デュリング論』段階で、すでに「共同体の共同業務を担う職務」が社会的に自立化した場合に、それを国家と規定する考えをとっていないことがこの規定のなかに明瞭に示されているのである。この引用文[18]の国家規定がエンゲルスの国家論の核心的部分であり、この規定からみれば、熊野氏の主張、すなわち、エンゲルスは『反デュリング論』で「共同体の共同利益を担う職務が社会にたいして独自化する」ことによって国家が成立すると考えているという主張はすくなくとも一面的であるといえる。しかし、熊野氏の主張を全面的に検討するためには、前述の「論理的矛盾」をも含めて、『反デュリング論』の国家論を全体として考察しなければならないであろう。そこで必要とされる作業は次の二点である。

すなわちこのようなエンゲルスのいくつかの国家の規定を統一的に理解するためには、そして国家と「社会的共同業務」の関係を正しく把握するためには、まず第一に、歴史上の最初の国家をエンゲルスがどのようにとらえていたかということ、第二に、方法論的にみて、最初の国家はどのようにして規定されるかということを検討しなければならない。そこで節をあらためてこの二つの点を検討することにする。

2 『反デューリング論』の奴隷抑圧の国家と「社会的共同業務」

まず第一点。「国家二重機能論」というのは、国家の機能として階級的機能と通説的に理解された「社会的共同業務」を遂行する機能としての公共的機能の二重の併存を主張する考えであると一般的に概括できるであろう。この場合、公共的機能が一体どういうことを意味するのかは詳しく吟味しなければならない問題であるが、いまこれを階級を超えて社会の一般的な共同利益を担う機能であると考えて論を進めることにする。なぜなら能野氏は「社会的共同業務」を通説的に考えておられるからである。

それでは、自由民と奴隷との階級対立を主軸として形成されている奴隷制国家にこの「国家二重機能論」はあてはまるであろうか。奴隷制国家においても公共的機能が貫徹しているとすれば、この国家は通説的に理解された「社会的共同業務」——この場合の「社会的共同業務」は私の「社会の一般的事務」として解釈されたものでなく、社会の共同利益を担う共同業務という意味である——をその機能として果し、奴隷階級の利益を擁護するといわなければならない。しかし、三でのべたように奴隷を抑圧する「国務、司法」等々の「社会的共同業務」が奴隷階級の利益になるはずはないのであるから、『反デューリング論』における「社会的共同業務」の通説的な理解を前提にすれば、国家は階級的機能と公共的機能の二重の機能を果すとは絶対にいえない。したがって、この理解では、『反デューリング論』の国家論は「国家二重機能説」でないということになる。

しかし、「社会的共同業務」の通説的理解を前提にしてどうしても『反デューリング論』は「国家二重機能説」に立っていると主張しようとすればどうすればよいであろうか。それは後述するマルクスの『ルイ・ボナパルト

のブリュームール18日』(以下『ブリュームール18日』と略記する。)の「第二版序文」の見解(古典古代共同体の国家を自由民の分化によって生じる国家とみ、奴隷抑圧の国家とみない見解)に後退したうえで、エンゲルスの『反デュリング論』の国家論を解釈すればよい。すなわち、奴隷国家における国家の機能は自由民のなかの富んでいる者が自由民のなかの貧しい者を抑圧することである、したがって、この国家は奴隷を抑圧する国家ではないと考えればよいのである。熊野氏はこのように考えておられるのである。

「『反デュリング論』における国家の機能としての階級抑圧は自由人が奴隷にたいしてするところの抑圧ではない。」(熊野前掲書、一三三ページ)。

「国家が抑圧すべき階級、そのための階級分裂は、共同体成員のあいだの分裂である。自由人と奴隷……の階級分裂ではない。」(同前、一四四ページ)。

同様の考え方は、河村望氏(『国家と社会の理論』)にもみられるのであるが、熊野氏がこのように考えられる理由は、エンゲルスの次の文章が「奴隷抑圧の国家については一言も語っていない」ということによる。

[19]「古い共同体は、インドからロシアにいたるまで、それが存続したところでは、数千年このかた最も粗野な国家形態である東洋的専制政治の基礎となっている。ただ共同体が分解したところだけ、諸国民はそれ自身をこえてさらに前進した。そして、彼らのその次の経済的進歩は、奴隷労働を手段として生産を増大させたことであった。人間の労働がまだあまり生産的ではなく、したがって、必要な生活手段をこえてはわずかな剰余しか供給しなかつたあいだは、生産力を増大させ、交易を拡張し、国家と法を發展させ、芸術と科学を創始することは、分業を強化することによってのみ可能であったし、そして、その分業は、単純な手労働に従う大衆と、労働の指揮、商業、国務に従い、のちにはまた芸術や科学にたずさわった少数の特権者とのあいだの大きな分業を基礎とするほかはなかつたこと、このことは明らかである。この分業の最も簡単な、

最も自然的な形態が奴隷制であった。古代社会、とくにギリシャ世界の歴史的前提のもとでは、階級対立に基礎をおく社会への前進は、奴隷制の形態によってしかおこなうことができなかった。」〔全集〕第二十卷、一八八ページ。

この引用文〔19〕の直後に、本稿第三章の「社会的共同業務」についてのべている引用文〔12〕が続いているのであるが、なるほどこの引用文はそれ自体としては「奴隷抑圧の国家」については語っていない。しかし、この引用文がおかれている文脈は、諸階級と支配関係の発生を説明するにあたって、デュリングが「暴力」でしか説明することのできないその愚劣さを批判して、階級の発生を説明するに当たって、最初の階級対立にもとづく社会である奴隷制社会の発生を基礎、およびその生産力の増大に果たした役割、意義の分析にあてられているのである。だから、奴隷制が発生し、それが歴史的に一時期を画して存在する必然性の経済的条件の説明にこの文脈はあてられているのであり、この文脈はその必然性の政治的条件、すなわち奴隷を抑圧する機構（暴力装置をもつ国家）——デュリングは奴隷の発生をたんに暴力だけで説明する——を説明しているのではない。熊野氏がこういう文脈のなかで、エンゲルスが奴隷抑圧の国家について語っていないことを発見されるのは当然のことであり、この文脈はこのことの説明にあてられてはいないのである。しかし、氏はここでエンゲルスが奴隷制の発生と存続の経済的条件についてしか語っていないことを不当に一般化して、『反デュリング論』には、そもそも「奴隷抑圧の国家」という考え方は存在しないといわれるのである。だが、この考えは全くおかしい。すでに引用したように（引用文〔18〕）、エンゲルスは「現存の生産様式によって規定される抑圧の諸条件（奴隷制、農奴制または隷農制、賃労働）のもとに被搾取階級を力づくで抑えつけておくためにつかう組織が必要」（同前、二八九ページ）であるといつて、奴隷抑圧の国家について語っているのである。

『反デューリング論』の「社会的共同業務」を通説的に解釈すれば、奴隷のための「社会的共同業務」ということはいえないから、奴隷制社会の国家から奴隷抑圧機能を排除することによって、まずこの難点を熊野氏は「克服」された。そして、このように奴隷制社会の国家を理解すれば、『反デューリング論』の国家は自由民の内部の階級対立を抑圧する機構としての国家の機能と、通説的に解釈された「社会的共同業務」によって担われる自由民の共同利益をはかる国家の機能との統一物としてあらわれ、階級的機能と公共的機能の統一物としてあらわれざるをえない。したがって、熊野氏は、『反デューリング論』によるかぎり、国家『二重機能』論はさげがたい(熊野前掲書、一五ページ)と結論されるのである。しかし、エンゲルスは奴隷抑圧の国家について語っているのであるから、この奴隷抑圧の国家においては、通説的に理解された「社会的共同業務」と国家の階級的機能が古典古代のギリシャ・ローマの奴隷制国家において両立するはずがないのである。なぜなら、こうした国家における階級抑圧機能が奴隷の利益になることはありえないからである。だから、「社会的共同業務」を通説的に解釈すれば、この「社会的共同業務」と国家の階級的機能とのいわゆる「国家二重機能説」に『反デューリング論』は陥っているわけではないのである。熊野氏は「社会的共同業務」を「社会の一般的な共同利益を担う職務」と通説的に解釈されるものであるから、『反デューリング論』の国家論を、奴隷抑圧の国家について語っていない「国家二重機能論」としてとらえられるのである。この見解は誤りであるが、その誤りの根源は「社会的共同業務」についての解釈が正しくないとともに発生しているのである。

(未完)